4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　専門分野の技術者資格
⑵　平成14年４月１日以降の同種又は類似業務の実績及び技術的評価
⑶　経験年数
⑷　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、特定テーマに対する技術提案（技術提案書の内容及びヒアリングにより評価を行う。）
5　手続等
⑴　担当部局
独立行政法人労働者健康福祉機構経理部契約課契約班
住所　〒212―0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア東館17階
電話　044―556―9852　ファクシミリ044―556―9916
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法
交付期間は平成24年10月３日から平成24年10月15日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、午前10時から午後５時まで。
⑴において交付する。
⑶　参加表明書の提出期限、提出場所及び方法
提出期限：平成24年10月15日午後５時
提出場所：⑴に同じ。
提出方法：持参又は郵送（書留郵便等（宅配便を含む）の配達の記録が残るものに限る。）による。詳細は、説明書による。
⑷　技術提案書の提出期限、提出場所及び方法
提出期限：平成24年12月25日午後５時
提出場所：⑴に同じ。
提出方法：持参又は郵送（書留郵便等（宅配便を含む）の配達の記録が残るものに限る。）による。詳細は、説明書による。
6　その他
⑴　手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
⑵　契約保証金
契約保証金　納付
ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　契約書作成の要否　要。
⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有　実施設計業務、工事監理業務等を随意契約の予定。
⑸　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。
⑹　2⑴②に掲げる認定を受けていない単体企業又は2⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も5⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑺　本業務は、環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
⑻　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、独立行政法人労働者健康福祉機構発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請がある者は、技術提案書の提出者としての選定及び技術提案書の特定の対象者としない。
⑼　詳細は、説明書による。
7　Summary
⑴　Subject matter of the contract : Design Work for Fukushima Rosai Hospital
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Time-limit to express interests bringing or mail : 5 : 00 P.M. 15, October, 2012
⑷　Time-limit for the submission of proposals bringing or mail : 5 : 00 P.M. 25, December, 2012
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Contract Division Accounting Department Japan Labour Health and Welfare Organization Horikawa-cho Saiwai-ku, Kawasaki Kanagawa 212―0013 TEL : 044―556―9852 FAX : 044―556―9916

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

福島労災病院増改築基本計画・基本設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成24年10月３日
独立行政法人労働者健康福祉機構
契約担当役理事　加藤　賢朗
◎調達機関番号　590　◎所在地番号　14
○営第２号
1　業務概要
⑴　業務名　福島労災病院増改築基本計画・基本設計業務
⑵　業務内容　本業務は、福島県いわき市内郷綴町沼尻３にある福島労災病院の増改築計画に基づく建築及び設備の基本計画書の作成、基本設計業務等を行うものである。
⑶　履行期限　平成26年６月30日（予定）
2　申請の時期　平成24年10月３日から平成24年10月15日午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成24年10月15日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を受領できないことがある。
3　申請方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成24年10月３日から　〒212―0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地　ソリッドスクエア東館17階　独立行政法人労働者健康福祉機構経理部契約課契約班　電話044―556―9852　において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　厚生労働省平成23・24年度有資格者名簿「測量・建設コンサルタント等」のうち東北ブロック「建築関係建設コンサルタント」において、「Ａ」の等級に格付を受けていること。
③　申請書及び参加表明書等の提出期限の日から契約の時までの期間に独立行政法人労働者健康福祉機構理事長から指名停止を受けている期間中でないこと。
④　下記の５に該当しない者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「福島労災病院増改築設計共同体協定書」によるものであること。
5　４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い　４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間　６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。
ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。